

岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害公営住宅の自治会活動の活性化等に取り組む市町村を支援するため、専門的見地から助言等を行う岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(アドバイザーの業務)

第2条 アドバイザーは、市町村の要望に応じ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害公営住宅の自治会支援に関する市町村職員及び市町村が設置する支援員等へのノウハウの提供及び助言
- (2) 災害公営住宅の自治会支援に関する研修会への対応
- (3) その他、市町村の災害公営住宅のコミュニティ支援に関し必要な業務

(アドバイザーの委嘱)

第3条 アドバイザーは、コミュニティ支援に関する見識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

3 アドバイザーが次のいずれかに該当する場合には、知事は、これを解嘱することができる。

- (1) 本要綱に反する行為をした場合、その他アドバイザーとしてふさわしくないと認められる場合
- (2) 本人から申出があった場合

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第5条 アドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内で、別に定めるところにより謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

(運営に関する事務)

第6条 アドバイザーの運営に関する事務は、復興防災部復興くらし再建課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。